

■ 訪問看護人材確保育成事業

○ 地域における訪問看護師育成支援

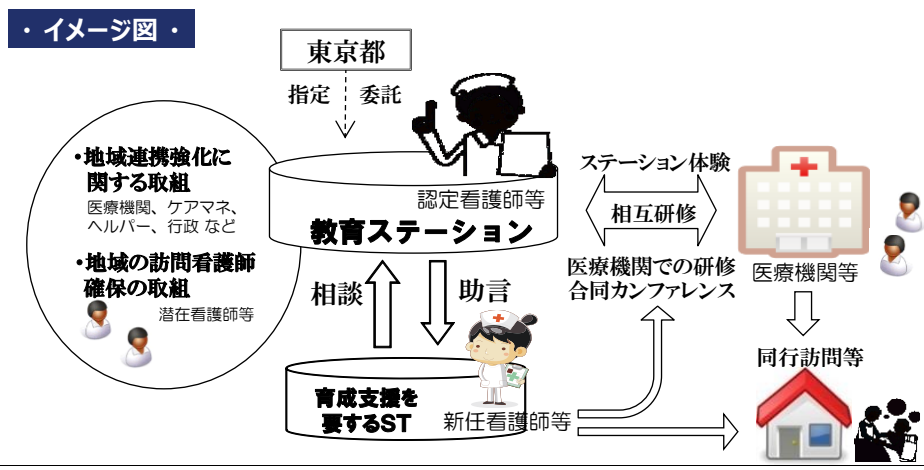
1 地域における教育ステーション事業【49,233千円/13箇所】

都の指定する『教育ステーション』(※)が、地域の育成支援を要する訪問看護ステーションのニーズに応じた指導・助言等を行うことにより、地域の訪問看護人材の育成等を支援

※ 教育ステーション 認定看護師相当の指導者がいる、育成支援をできる訪問看護ステーション

実施内容

- (1) 訪問看護ステーション体験研修の実施(同行訪問、勉強会等)
- (2) 地域の医療機関と連携した、医療機関における研修の実施
- (3) 地域の訪問看護師確保のための取組
- (4) その他、訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組



○ 訪問看護のPR・人材の確保

2 訪問看護人材確保事業【7,762千円】

講演会やシンポジウム等により、都民や看護師等に訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図る。

※H32(2020)年2月11日(火・祝)都庁5階大会議場で、『訪問看護フェスティバル』を開催予定

★H30実績：H31年1月12日(土)開催(289名参加)

○ 管理者・指導者の育成支援

3 管理者・指導者育成事業【7,917千円】

訪問看護ステーションの管理者・指導者を対象に研修を実施。人材育成と安定した事業運営を行える管理者・指導者を育成するとともに、管理者同士のネットワーク構築の推進を図る。

また、在宅療養の一層の推進を図るため、看護小規模多機能型居宅介護に係る研修も実施。

★H30実績：管理者・指導者育成研修 / 2日間×2回(11月～12月実施 定員146名、応募155名、研修終了123名)

看護小規模多機能型居宅介護実務研修 / 半日×2回(12月実施 定員30名、応募49名、研修終了26名)

4 認定訪問看護師資格取得支援事業【9,999千円/4分野】

事業所等に対し、認定看護師(訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)の資格取得を支援。在宅療養における専門的な看護の実践による看護職員の資質向上及び労働意欲の向上を図り、定着の促進、都内訪問看護ステーション全体の質の向上を図る。

| 補助対象経費[補助率:1/2] | |
|-----------------|---------|
| ・入学金 | 50千円 |
| ・授業料 | 700千円 |
| ・給与費等 | 2,105千円 |
| ・認定審査料 | 50千円 |

○ 中・長期対策を含め多角的・総合的に検討

5 訪問看護推進部会【705千円】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討

| ★H30開催実績 | |
|----------|----|
| ・第1回 | 6月 |
| ・第2回 | 8月 |
| ・第3回 | 2月 |

■ 訪問看護等事業開始等運営支援事業

6 訪問看護等事業開始等運営支援事業【2,436千円/60事業所】

経営コンサルタントによる個別相談会の実施により、訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設や運営の安定化・効率化や経営基盤の強化を支援

★H30実績：「個別経営相談」の実施(10月～2月実施 応募 60事業所、参加 50事業所)

■ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業

7 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業【29,000千円】

一定の条件のもと、常勤の職員が研修受講や産休・育休・介護休業等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

・補助対象経費[補助率10/10]: 代替職員の給与費(上限3,200円/時) 交通費(上限1,000円/日)※研修代替のみ

※研修代替・・・1ステーションあたり年間160時間を上限 産休・育休・介護休業代替・・・1人あたり年間784時間を上限

■ 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

8 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業【38,967千円/66事業所】

訪問看護ステーションが、看護職員の事務負担軽減のために新たに事務職員を雇用する場合に、雇用に係る経費を助成することで、看護職員が専門業務に注力できる環境の整備を図る

・補助対象経費[補助率10/10]: 事務職員の給与費(上限960円/時) 交通費(上限800円/日)

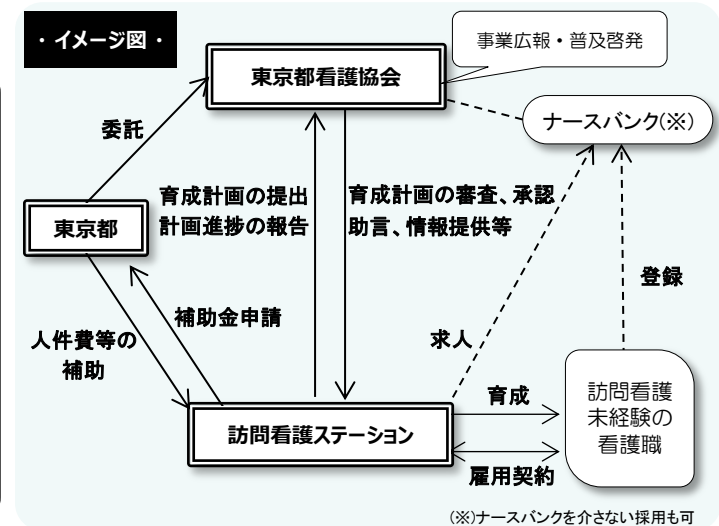
■ 新任訪問看護師就労応援事業

9 新任訪問看護師就労応援事業【47,352千円/160人】<内容拡充>

看護職に対し、訪問看護への理解促進を図るとともに、訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援策を行うことにより、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって、就労を促し、質の高い訪問看護師の確保を図る

事業内容

- ①【委託】 新任訪問看護師の育成を担う訪問看護ステーションの公募及び審査の実施
- ②【委託】 看護職に対する本事業の周知及び訪問看護の理解促進に向けた情報発信
※平成31年度から、新卒訪問看護師育成に係る管理者・指導者勉強会も開催
- ③【補助】 本事業により訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションに対する、人件費等の助成



・補助対象経費[補助率:1/2]: 雇用する看護職員の給与費、外部研修受講経費

・補助対象期間 ア 訪問看護未経験者(新卒者除く) 雇用開始から2か月間 (外部研修受講費は雇用開始から3か月間)
イ 新卒者 雇用開始から6か月間 (外部研修受講費は雇用開始から8か月間) ※拡充

・補助基準額 ア 訪問看護未経験者(新卒者除く) 給与費等:2,400円/時間(上限)、外部研修受講経費:50,000円(上限)
イ 新卒者 給与費等:2,400円/時間(上限)、外部研修受講経費:100,000円(上限) ※拡充

■ 訪問看護師オンデマンド研修事業

10 訪問看護師オンデマンド研修事業【10,000千円】<新規>

休職中や育児・介護中等の訪問看護師を対象に、eラーニングや託児サービス付き勉強会等を実施することで、育児や家族の介護等をしながらでもスキルアップできる環境の整備を図る